

山口県行政書士会会則

目次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 登録及び届出
- 第 3 章 会 員
 - 第 1 節 個人会員及び法人会員
 - 第 2 節 入会及び退会
 - 第 3 節 会 費
- 第 4 章 会 の 機 関
 - 第 1 節 役 員
 - 第 2 節 総 会
 - 第 3 節 理 事 会
 - 第 4 節 委 員 会
- 第 5 章 行政書士ADRセンターやまぐち
- 第 6 章 業務分掌及び組織
- 第 7 章 会員の責務と研修
- 第 8 章 報酬の額の揭示等
- 第 9 章 資産及び会計
- 第 10 章 支部及び支部長会議
- 第 11 章 会員の処分
- 第 12 章 電子情報処理組織の使用に関する特例
- 第 13 章 補 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、山口県行政書士会（以下「本会」という。）と称する。

(組 織)

第2条 本会は、行政書士法（以下「法」という。）第15条第1項の規定により山口県内に事務所を有する行政書士及び行政書士法人をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互間の緊密な結合によって行政書士としての品位を保持し、会員の権利を擁護すると共に、業務の改善進歩を図るため、その指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 会員の品位保持と、業務の改善進歩のための指導及び連絡に関すること。
- 二 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う行政書士の登録及び行政書士法人の登録の届出に関する事務の一部を行うこと。
- 三 関係官公署との連絡調整に関すること。
- 四 法第4条第1項の規定に基づき、指定試験機関が実施する試験事務への協力に関すること。
- 五 行政書士の業務に関し新たな業務の拡大や改善等に必要な、調査研究及びその実施に関すること。
- 六 行政手続の円滑な実施とその利便に資するため、官公署等からの業務の受託事業に関すること。
- 七 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律にかかる認証紛争解決事業者の業務並びに手続の利用等に関すること。
- 八 出入国管理及び難民認定法施行規則に基づく、申請取次行政書士の届出及び届出済行政書士の、適性かつ円滑な運用を図るためその管理等に関すること。
- 九 災害時における行政書士業務の支援活動並びに中小企業の経営安定・経営基盤の強化等支援活動のほか、社会貢献活動に関すること。
- 十 職務上請求書の払出しと、適正な使用管理等その取扱いに関すること。
- 十一 行政書士派遣事業における届出及び報告に関すること。
- 十二 会報の発行及び広報活動に関すること。
- 十三 特定行政書士制度にかかる研修並びに会員の諸研修に関すること。
- 十四 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター山口県支部に対する、成年後見制度の普及促進活動に関する事業の支援及び便益の提供に関すること。
- 十五 福利厚生及び共済に関すること。
- 十六 その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所は、山口市に置く。

第2章 登録及び届出

(登録及び届出事務)

第6条 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び規則に基づき、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を行う。

(届出に関する事務)

第6条の2 本会は、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会会則及び規則の規定するところにより、必要な調査を行い迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

2 前条に定める登録及び届出事務に関し、本条第1項に定める届出に関する事務のほか、本会が別紙で定める誓約書をあわせて提出するものとする。

第3章 会 員

第1節 個人会員及び法人会員

(会 員)

第6条の3 本会の会員は、次項各号に掲げる行政書士及び第3項に掲げる行政書士法人とする。

2 行政書士である会員（以下「個人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 本会の区域内に事務所を有する行政書士

二 次項に規定する行政書士法人の事務所に所属する社員である行政書士

三 第一号に規定する行政書士又は、次項に規定する行政書士法人の使用人であり、当該事務所を行政書士名簿に登録している行政書士

3 行政書士である会員（以下「法人会員」という。）は、本会の区域内に事務所を有する行政書士法人をいう。

第2節 入会及び退会

(行政書士の入会)

第6条の4 本会を経由して、登録を受けた者は、その登録を受けたときに本会の会員となる。

2 本会の区域内に事務所を移転した者は、その移転があったときに本会の会員となる。

3 前2項の規定により本会の会員となった者は、直ちに入会金200,000円を添えて入会届及び連合会の定めるところによる職印届を本会に提出しなければならない。

(行政書士法人の入会)

第6条の5 行政書士法人は、その主たる事務所又は従たる事務所を本会の区域内に登録したとき、もしくは本会の区域外から移転により登記したときに本会の会員となる。

2 前項の規定により、本会の会員となった者は、直ちに入会金200,000円を添えて、入会届及び連合会の定めるところによる職印届を本会に提出しなければならない。

(個人会員の退会)

- 第7条 法第7条第1項各号の一に該当するに至った者は、そのときに本会を退会する。
- 2 法第7条第2項の規定により登録を抹消された者は、登録を抹消されたときに本会を退会する。
- 3 他の都道府県の区域内に事務所を移転した者は、その移転があったときに本会を退会する。

(法人会員の退会)

第7条の2 法人会員は、その事務所の移転又は廃止により、本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨を登記したとき、又は、解散したときに本会を退会する。

(会員証及び会員徽章)

- 第8条 本会は、入会届を受理したときは、会員に会員証(第1号様式)及び個人会員には、会員徽章(連合会調製の徽章)を交付する。ただし、会員徽章は、有償とする。
- 2 会員は、会員証又は会員徽章を紛失し、又はき損したときは、会員証等再交付申請書(第2号様式)によりその旨を届け出て、再交付を受けることができる。ただし、会員証をき損したときは、当該き損の会員証を添付しなければならない。
- 3 会員は、本会を退会したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。会員が業務停止の処分を受けたときは、その期間中も同様とする。

第3節 会 費

(会 費)

- 第9条 個人会員及び法人会員は、それぞれ月額5,200円の会費を納入しなければならない。
- 2 会費の納入は、別表に定めるところにより前期と後期に区分し納入期限までに納入するものとする。

(入会又は退会した月の会費)

第9条の2 入会又は退会した会員のその月の会費は、1ヶ月分とする。

- 2 退会した会員に前納会費があったときはこれを還付する。

(会費の減免及び還付)

- 第10条 会費の納入につき、疾病又は罹災により納入の困難を生じた会員は、申請により納入すべき会費の減額又は免除を受けることができる。
- 2 前項に規定する会費の減免は、別に定める山口県行政書士会会費減免規則による。
- 3 会費の納入につき過納を生じた場合は、当該過納金額は還付する。

第4章 会の機関

第1節 役 員

(役 員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会 長 1人
- 二 副会長 3人以内

三 理事 14人以内

四 監事 2人

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員となったときはその職務を行う。

3 理事は、会の業務を分掌し、その職務を行う。

4 監事は、会の資産及び会計の状況を監査する。

5 監事は、会長から出席をもとめられたときは、理事会、その他の会議に出席して意見を述べるができる。

(役員選任)

第13条 役員は、個人会員の中から、山口県行政書士会役員選任規則（以下「役員選任規則」という。）に基づいて行い、第20条第五号の規定により総会において選任する。ただし、副会長は個人会員の中から会長が予め副会長候補者を指名し、総会において選任する。

(役員解任)

第13条の2 役員は、会員でなくなったとき又は、総会において解任の議決があったときは、その職を失う。

(役員任期)

第14条 役員の任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結の時までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残任期間と同一とする。

(欠員の補充)

第15条 役員のうち、理事及び監事に欠員が生じた場合は、第20条第五号の規定にかかわらず、役員選任規則に基づいて補充する。

2 補充された役員の任期は、他の役員の任期の残任期間とする。

(役員手当)

第15条の2 役員手当の支給に関する必要な事項は、別に規則で定める。

第2節 総会

(総会)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 総会の運営について必要な事項は、山口県行政書士会総会運営規則で定める。

(総会の構成)

第17条 総会は、個人会員により構成する。

(総会の招集)

第18条 定時総会は毎年5月に、臨時総会は、必要がある場合に随時会長がこれを招集

する。

2 総会を招集するには、書面により開催日の2週間前までに個人会員に対し招集通知を
発しなければならない。ただし、緊急を要するときはその期間を短縮することができる。
(請求に基づく招集)

第19条 会長は、個人会員の3分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の
理由を記載した書面を提出して、臨時総会招集の請求があったときは、請求があった日
の翌日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から3週間以内に、会長が総会招集の通知を発しない
ときは、前項の請求者が総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- 一 事業報告及び事業計画に関する事項
- 二 予算及び決算に関する事項
- 三 会則並びに役員選任規則の制定及び改廃に関する事項
- 四 理事会において、総会に付議すべき旨決議した事項
- 五 役員を選任及び解任に関する事項
- 六 連合会の代議員の選任及び解任に関する事項
- 七 重要な財産の取得又は処分及び多額な債務の負担に関する事項
- 八 前各号のほか、総会において審議することを相当と認め、採択された事項

(定足数)

第21条 総会は、個人会員の3分の1以上(委任を含む。)の出席がなければ、開会する
ことができない。

(議長、副議長)

第22条 総会の議長は、個人会員の中から総会で選任し、副議長は、個人会員の中から
議長が指名する。

(議決の要件)

第23条 総会の議決は、出席個人会員(委任を含む。)の議決権の過半数で決する。ただ
し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第24条 個人会員は、1個の議決権を有する。

(委任による議決権の行使)

第25条 個人会員で総会に出席することができない者は、書面をもって、出席する会員
を指定代理人としてその議決権を行使することができる。

(一事不再議)

第26条 可決又は否決された案件は、その会議において、再び審議することはできない。

(議事録)

第27条 議長は、総会の議事録を作成しなければならない。議事録には議事の経過及び
その結果を記載し、議長及び議長の指名する個人会員2名が、署名押印しなければなら

ない。

第3節 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、会長、副会長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、書面により開催日の1週間前までにこれを通知しなければならない。

ただし、緊急を要すときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知は、会議の日時、場所、及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

4 理事会は、構成員の過半数の請求があったときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たり、会長に事故あるときは予め定められた副会長が行う。

(理事会の議決)

第31条 理事会は、構成員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議決は、出席構成員の過半数で決する。

3 理事会の議決について特別の利害関係を有する者は、その事項について議決に加わることはできない。

(書面による議決)

第32条 会長は、特別の事由がある場合は、書面により議決を求めることができる。

2 前項の場合において、議決の目的である事項について理事会の構成員の過半数が書面をもって同意を表したときは、理事会の議決があったものとみなす。

3 前項の場合、会長は、遅滞なく議決の結果を、構成員に通知しなければならない。

(オンライン会議システムの使用)

第32条の2 会長は、特別な理由により現に会議場に参集して会議を開催することが困難な場合は、理事会を、オンライン会議システム（電気通信回線を利用した映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話できる仕組みをいう。以下同じ。）を使用する方法（構成員の一部がオンライン会議システムを使用する方法を含む。以下同じ。）により開催することができる。

2 オンライン会議システムを使用した会議の開催に必要な事項は、規則で定める。

(理事会の議決事項)

第33条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 支部長会議に付議すべき事項
- 三 規則（役員選任規則を除く。）の制定及び改廃に関する事項

四 会務の分掌及び特別委員会設置に関する事項

五 その他理事会において審議することを相当と認める事項

(議事録)

第34条 第27条の規定を、理事会に準用する。

2 第32条の2の規定により理事会を開催した場合、オンライン会議システムを使用する方法により開催した旨及び出席した構成員の氏名と出席の方法を議事録に記載するものとする。

第4節 委員会

(委員会の設置)

第35条 本会に執行機関として、山口県行政書士会選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）、山口県行政書士会綱紀委員会（以下「綱紀委員会」という。）及び山口県行政書士会監察委員会（以下「監察委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌)

第35条の2 前条に定める委員会は、次の各号に定める事項を所掌する。

- 一 選挙管理委員会 本会の役員選任に関する事。
- 二 綱紀委員会 行政書士法及び会則に定める、会員の義務違反等に関する事。
- 三 監察委員会 行政書士法に基づき会員の職域確保のため、非行政書士の行為に対する排除対策と情報の収集調査等に関する事。

(規則への委任)

第35条の3 前条に定める委員会の組織及び所掌事務その他必要な事項は、山口県行政書士会選挙管理委員会規則、山口県行政書士会綱紀委員会規則及び山口県行政書士会監察委員会規則で定める。

(特別委員会)

第36条 本会の理事会に、特定の事項を処理するため、特別委員会（以下「特別委員会」という。）を置くことができる。

- 2 前項の規定による特別委員会を設置するには、理事会が、その目的、設置期間、組織及び事務その他の必要な事項を定めて、これを決議しなければならない。
- 3 特別委員会の委員は、本会の理事の中から、会長が指名する。ただし、特に必要があるときは個人会員の中から理事会の承認を得て、会長が指名することができる。

第5章 行政書士ADRセンターやまぐち

(行政書士相談センター)

第36条の2 本会は、裁判外の民間紛争を解決するため、行政書士ADRセンターやまぐち（以下「通称・行政書士相談センター」という。）を設置し、その運営を行うことができる。

(規則への委任)

第36条の3 前条に定める行政書士相談センターの業務を運営するため、その組織及び

所掌事務その他必要な事項は、山口県行政書士会行政書士ADRセンターやまぐち規則で定める。

第6章 業務分掌及び組織

(業務分掌)

第37条 第4条に定める本会の事業を達成するため、その業務を分掌させる。

2 前項に規定する業務の分掌に関する組織及び分掌業務その他必要な事項は、山口県行政書士会業務分掌規則（以下「業務分掌規則」という。）で定める。

(事務局)

第38条 第5条の規定による本会の事務局に、前条第2項の業務分掌規則に定める事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び職員を置く。

3 事務局に関する必要な事項は、山口県行政書士会事務局及び職員に関する規則で定める。

第7章 会員の責務と研修

(責務)

第39条 会員は、常に法令、連合会の会則及びこの会則を厳守して、品位を保持し誠実に業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めるとともに、行政書士並びに本会の信用を失墜するような行為をしてはならない。

(業務の公正保持)

第40条 会員は、公正迅速にその業務を処理しなければならない。

(研修事業)

第41条 個人会員は、本会及び連合会が行う研修を受け、資質の向上を図るよう務めなければならない。

2 本会は、個人会員の資質の向上を図るため、研修に関する必要な施策を行う。

3 研修の内容及び実施に関し必要な事項は、業務分掌規則で定める。

(新入会員研修)

第41条の2 法第16条の5第1項の規定により本会の会員となった者は、入会后本会が最初に指定し実施する会員研修を受けなければならない。

(会員に対する指導及び調査)

第41条の3 会長は、行政書士業務の適正な運営を図るため、必要があるときは会員から必要と認める事項についての報告を求め、当該会員に必要な勧告又は指示をすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員の業務を調査することができる。

3 会員は、正当な事由がなければ、前各項の報告及び調査を拒むことができない。

(注意勧告)

第41条の4 本会は、会員が法又は法に基づく命令、規則その他山口県知事の処分違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 前項の注意勧告に関する手続は、別に規則で定める。

(名義貸与の禁止)

第42条 会員は、会員以外の者に自己の名義を貸与し、その者をして法第1条の2、第1条の3に規定する業務を行わせてはならない。

(会員証の携行)

第42条の2 個人会員は、行政書士の業務を行うときは、常に会員証を携行しなければならない。

(補助者)

第43条 会員の補助者について必要な事項は、山口県行政書士会補助者規則で定める。

第8章 報酬の額の揭示等

(報酬の額の揭示等)

第44条 会員は、その業務に関し受ける報酬の額を、連合会の定める様式に準じて作成し、事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(領収証)

第44条の2 会員は、依頼人から報酬を受けたときは、連合会の定める様式により正副2通の領収証を作成し、正本はこれに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は作成の年月日順につづって5年間これを保存しなければならない。

第9章 資産及び会計

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第46条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- 一 会費
- 二 入会金
- 三 登録事務取扱交付金
- 四 寄付金
- 五 その他の収入

(予算)

第47条 会長は、毎会計年度の一般会計収支予算案と、特別会計収支予算案を作成し、定時総会に提出しなければならない。

2 会長は、予算が成立するまでの間においては、通常の会務を執行するために必要な経費に限り、支出することができる。

(予算の補正)

第48条 会長は支出予算について、各科目に定める他にこれを使用してはならない。ただし、緊急やむを得ないときは、科目の新設、科目間の流用等予算の補正について理事会の議決を得て行うことができる。

2 会長は、前項ただし書きにより支出をしたときは、その後に開かれる、最初の総会においてこれを報告しなければならない。

(決算)

第49条 会長は、毎会計年度終了後3週間以内に、収支計算書、貸借対照表、財産目録及び業務に関する事業報告書(以下「決算報告書」という。)を作成し、監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の決算報告書を受領したときは、1週間以内に監査を了し、その結果についての意見を記し、会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の決算報告書を定時総会に提出しなければならない。

(資産の管理)

第50条 本会の資産は、会長がこれを管理する。

(情報の公開)

第50条の2 本会が保有する本会の業務について、その情報の公開に関する必要な事項は、山口県行政書士会情報公開規則で定める。

(情報の公表)

第50条の3 本会の事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する必要な事項は、山口県行政書士会事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則で定める。

(個人情報の保護)

第50条の4 本会が取り扱う個人情報の保護に関する必要な事項は、山口県行政書士会個人情報保護規則で定める。

第10章 支部及び支部長会議

(支部の設置)

第51条 本会会員の業務の改善を図り、本会会員との連絡調整を密にするため、支部を設置する。

2 前項の支部は、県内地域を考慮して山口県行政書士会支部規則(以下「支部規則」という。)で定める。

(支部の組織)

第51条の2 前条に定める支部の組織は、本会との連携を保持し、会員への指導、及び連絡等を行う会員活動の組織とする。

2 支部は、本会と協調関係を保ちながら、活動しなければならない。

3 支部には、支部長及び副支部長をはじめ、支部に必要な役員を置き、本会と連携を密にして活動するものとする。

(規則への委任)

第51条の3 支部の運営その他必要な事項は、支部規則で定める。

(支部長会議)

第52条 会長は、第51条の規定により設置した各支部との連絡調整及び同支部間の連絡調整を図るため、支部長会議を招集することができる。ただし、会議には、支部長会議のほか、第11条に定める役員との合同会議を招集することができる。

2 前項の支部長会議には、第29条、第30条の規定を準用する。

第11章 会員の処分

(会員の処分)

第53条 会員は、法令、本会会則、若しくは山口県知事の処分に違反したとき、又は行政書士にふさわしくない重大な非行があったときは、本章に定める処分を受ける。

2 本会は、前項の処分を行うときは、あらかじめ処分事案を本会綱紀委員会に諮問し、その答申に基づき必要な処分を理事会が決定する。

3 理事会は、前項の処分を決定しようとするときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

4 前各号に定める会員の処分に関する手続は、山口県行政書士会会員の処分手続に関する取扱規則で定める。

(個人会員の処分の種類)

第54条 個人会員に対する処分は、次のとおりとする。

一 訓告

二 2年以内の会員の権利の停止（第三号の場合を除く。）

三 廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）

2 前項第二号及び第三号の権利の停止は、次の各号に掲げる権利の停止とする。

一 本会の役員等の選任及び就任に関すること。

二 本会の会議及び研修会等に出席すること。

三 本会会費の減免申請をすること。

四 本会からの文書の送付、図書及び物品の斡旋・頒布を受けること。

五 本会の慶弔規程に基づく慶祝金の給付を受けること。

3 本会は、第1項第三号の処分を受けて2年を経過した会員からの申立てに基づき、理事会の決定を経て、当該処分の全部又は一部を将来に向かって取り消すことができる。

(法人会員の処分の種類)

第55条 法人会員に対する処分は、次のとおりとする。

一 訓告

二 2年以内の会員の権利の停止（第三号及び第四号の場合を除く。）

三 主たる事務所を有する法人会員に対しては、解散の勧告又は従たる事務所の廃止勧告（解散又は従たる事務所を廃止するまでの間の会員の権利の停止を含む。）

四 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止勧告（廃止するまでの間の会員の権利の停止を含む。）

2 前項第二号から第四号の処分による権利の停止は、次の各号に掲げる権利の停止とす

る。

- 一 会議及び研修会等に参加する権利
- 二 事務所、施設等を使用する権利
- 三 文書の送付を受け、用紙及び図書並びに物品の斡旋、頒布を受ける権利
- 四 福利厚生及び共済に基づく金銭等の給付を受ける権利

3 会費の滞納者に対し、会則に違反したものとして第1項第三号又は、第四号の処分を行う場合には、第56条に規定する手続きを得るものとする。

4 第1項の規定は、法人会員を処分する場合において、当該行政書士法人の社員について第54条に該当する事実があるときは、その社員である個人会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

5 本会は、第1項第三号又は第四号の処分を受けて2年を経過した法人会員からの申立てに基づき、理事会の決定を経て、当該処分の全部又は一部を将来に向かって取り消すことができる。

(処分の届出)

第55条の2 個人会員は、法第14条の規定に基づき、戒告、業務の停止又は禁止の処分を受けたときは、遅滞なく本会にその旨を記載して届出書を提出しなければならない。

2 法人会員は、法第14条の2の規定に基づき、戒告、業務の全部又は一部の停止若しくは解散の処分を受けたときは、遅滞なく本会にその旨を記載した届出書を提出しなければならない。

(会費滞納者に対する処分の手続き)

第56条 本会は、正当な理由がなく第9条第2項別表に定める会費の納入について、前期及び後期の納入期限後3ヶ月以上の期間会費を滞納している会員に対しては、1ヶ月以上の期間を定めて、会費を納入するよう催告しなければならない。

2 本会は、前項の規定による催告を行っても、なお定められた期間までに会費の納入がない場合、その者が会員として業務を継続して行う意思等の有無を確認のうえ、その意思が無いと認められる者に対しては、次に掲げる廃業の勧告等を行うものとする。

3 本会は、前項の規定により、なお3ヶ月以内に会費の納入がないときは、会員として業務を継続して行う意思がないとみなして以下の勧告を行うものとする。

- 一 個人会員に対しては、廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
- 二 主たる事務所を有する法人会員に対しては、法人の解散勧告又は、従たる事務所の廃止勧告（解散又は従たる事務所を廃止するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
- 三 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止勧告（廃止するまでの間の会員の権利の停止を含む。）

4 会員であった者は、廃業の後も、未納会費について完納の責めは免れないものとする。

5 本会は、第3項各号の処分を受けた会員が未納会費を完納し、かつ、別に定める誓約書を提出したときは、当該処分を将来に向かって取り消さなければならない。

(知事への措置要求)

第57条 本会は、会員が次のいずれかに該当したと認めるときは、山口県知事に対し、

その事実を報告し、必要な措置を取るよう求めることができる。

- 一 法令、命令、規則その他、山口県知事の処分に違反したとき。
- 二 行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 三 会則に違反し、個人会員にあっては廃業の勧告、法人会員にあっては解散の勧告又は事務所の廃止の勧告を受けたとき。

第12章 電子情報処理組織の使用に関する特例

(電子情報処理組織の使用)

第57条の2 第18条第2項及び第29条第2項に規定する書面による通知、第19条第1項に規定する書面による請求及び第32条に規定する書面による議決については、当該規定にかかわらず、規則の定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行い、又は行わせることができる。

第13章 補 則

(名誉会長、顧問、相談役)

第58条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会に諮って会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事会に諮って会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、本会の業務の執行について助言し、かつ、各種の会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役である期間は、それを委嘱した会長の任期と同一とする。

(規則への委任)

第59条 この会則の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この会則は昭和46年12月1日から施行する。ただし、登録事務に関する規定は昭和47年12月1日から施行する。
- 2 この会則の施行前の会則は、会則施行の日より効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則の変更は、昭和50年12月1日より施行する。ただし、第72条については山口県知事認可の日(昭和51年3月1日)より施行する。
- 2 この会則の施行の際の未納会費は、なお従前の例による。

附 則

この会則の変更は、山口県知事認可の日(昭和51年7月19日)から施行する。ただし、第20条(会費)については、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この会則の変更は、昭和51年10月1日より施行する。ただし、第19条については、

昭和51年9月1日より適用する。

附 則

この会則は、山口県知事認可の日（昭和52年6月27日）から施行する。ただし、第20条（会費）については、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、山口県知事認可の日（昭和53年6月14日）から施行する。ただし、別表2支部の名称及びその区域については昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、山口県知事認可の日（昭和54年6月16日）から施行する。

附 則

この会則は、山口県知事認可の日（昭和55年6月25日）から施行する。

附 則

この会則は、山口県知事認可の日（昭和55年9月1日）から施行する。

附 則

この会則は、山口県知事認可の日（昭和56年6月25日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、山口県知事認可の日（昭和58年7月1日）から施行する。

（経過措置）

2 行政書士法の一部を改正する法律（昭和58年法律第2号）附則第3項の規定により行政書士会に入会届を提出して当該行政書士会の会員となる場合の入会に関する会則の適用については、改正前の会則によるものとする。

附 則

この会則は、山口県知事認可の日（昭和59年10月1日）から施行する。

附 則

この会則の変更は、山口県知事認可の日（平成元年6月15日）から施行する。

附 則

この会則の変更は、山口県知事認可の日（平成3年6月18日）から施行する。

附 則

この会則の変更は、山口県知事認可の日（平成4年6月12日）から施行する。

附 則

この会則の変更は、山口県知事認可の日（平成5年6月15日）から施行する。

附 則

この会則の変更は、山口県知事認可の日（平成6年6月20日）から施行する。

附 則

この会則の変更は、山口県知事認可の日（平成7年6月14日）から施行する。

附 則

この会則の変更は、山口県知事認可の日（平成8年6月12日）から施行する。

附 則

この会則の変更は、山口県知事認可の日（平成12年6月12日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、山口県知事認可の日（平成13年7月1日）から施行する。

（経過規定）

2 第1項の規定による改正後の、山口県行政書士会会則第9条第2項の規定の適用については、平成13年7月1日から平成14年3月31日までの間においては、同項中「5,200円」とあるは「5,250円」と、「15,600円」とあるは「15,750円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、平成14年7月12日（山口県知事認可の日）から施行する。

（経過規程）

2 この会則の施行前における第9章会員の懲戒の適用については、山口県行政書士会委員会規則（平成12年6月12日施行）第3章の規定を適用し、変更前の会則第9章第55条の規定を適用する。

附 則

この会則は、平成14年12月6日（山口県知事認可の日）から施行する。

附 則

この会則は、平成15年7月10日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成16年8月1日から施行する。

2 この会則の法第16条の2に定める、山口県知事認可の規定については、行政書士法の一部を改正する法律（平成15年7月30日法律第131号）附則第5条の定めるところによる。

附 則

この会則は、平成18年7月10日（山口県知事認可の日）から施行する。ただし、第50条の2、第50条の3及び第50条の4の改正規定は、平成17年4月1日に、第35条、第35条の2及び第35条の3の改正規定は、平成18年6月1日に遡及して適用する。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、平成19年6月26日（山口県知事認可の日）から施行する。ただし、第4条第三号並びに第5章第36条の2は、平成19年4月1日、同第4条第四号及びこの改正に係る第2章第6条及び第6条の2第1項の届出事務は、平成18年12月1日から、それぞれ遡及して適用する。

（経過措置）

- 2 第6条の2第2項の適用について会員は、この会則の施行の日に誓約書の提出があったものとみなす。
- 3 平成19年度分会費の納入については、改正後の第9条第2項別表にかかわらず、次の表の区分による金額をそれぞれ納入期限までに納入するものとする。

【表】 平成19年度分会費の納入（第9条第2項関係）

区 分	金 額	納 入 期 限
4月～6月	15,600円	4月25日
7月～9月	15,600円	7月25日
10月～3月	31,200円	10月25日

附 則

この会則は、平成20年7月4日（山口県知事認可の日）から施行する。

附 則

この会則は、平成22年7月1日（山口県知事認可の日）から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月30日（山口県知事認可の日）から施行する。

附 則

この会則は、平成26年7月10日（山口県知事認可の日）から施行する。

附 則

この会則は、平成27年6月29日（山口県知事認可の日）から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月21日（山口県知事認可の日）から施行する。

附 則

この会則は、令和2年6月11日（山口県知事認可の日）から施行する。

附 則

この会則は、令和3年6月4日から施行する。ただし、第6条の4第3項及び第6条の5第2項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年6月23日（山口県知事認可の日）から施行する。

別紙（第6条の2第2項関係）

令和 年 月 日

山口県行政書士会

会長 殿


氏 名 印

誓 約 書

私は、山口県行政書士会に入会するにあたり、法及び山口県行政書士会会則並びに諸規定を遵守することをここに誓約するとともに、これらに違反があったときは、法及び山口県行政書士会会則に基づく厳正な処分を受けても異議はありません。

特に、山口県行政書士会会則第9条に定める会費を滞納し、同会則第56条の規定による処分がなされたときは直ちにこれに応じます。

(表)

	山口県行政書士会会員証		
	横2.5cm	登録番号 第	号
	写真	会員番号 第	号
	縦3.5cm	氏名	年 月 日生
	事務所所在地		
この会員証の有効期限は、 年 月 日までとする。 上記の者は、山口県行政書士会の会員であることを証する。			
年 月 日登録 山口県行政書士会会長 印			

(裏)

遵 守 事 項
1. 他人に貸与してはならない。
2. き損・滅失又は記載事項に変更を生じたときは、 会員証再交付申請書を提出し再交付を受けることができる。
3. 死亡・退会及び登録の取消し又は業務停止の処分を受けたときは、この証を本会へ返還しなければならない。
年度発行

第2号様式（第8条第2項関係）

	受 付	年 月 日
	会員番号	第 号
会員証等再交付申請書		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
住 所	(〒)	TEL
事務所 所在地	(〒)	TEL
登録の年月日 及び登録番号	年 月 日	登録第 号
再交付を受ける 物件と事由		
<p style="text-align: center;">会則第8条第2項の規定により、会員証等再交付申請書を提出いたします。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(氏 名) 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">山口県行政書士会会長 殿</p>		

【別表】

会費の納入（第9条第2項関係）

区 分	金 額	納入期限
前 期	31,200円	4月25日
後 期	31,200円	10月25日

《会則の改正経過》

【昭和46年全部改正附則】

- 1 この会則は、昭和46年12月1日から施行する。ただし、登録事務に関する規定は、昭和47年12月1日より施行する。
- 2 この会則の施行前の会則は、この会則施行の日より効力を失う。

【昭和50年改正附則】 この会則の変更は、昭和50年12月1日より施行する。

【昭和51年改正附則】 この会則の変更は、昭和51年7月19日から施行する。

【昭和51年改正附則】 この会則の変更は、昭和51年10月1日から施行する。

【昭和52年改正附則】 この会則は、昭和52年6月27日から施行する。

【昭和53年改正附則】 この会則は、昭和53年6月14日から施行する。

【昭和54年改正附則】 この会則は、昭和54年6月16日から施行する。

【昭和55年改正附則】 この会則は、昭和55年6月25日から施行する。

【昭和55年改正附則】 この会則は、昭和55年9月1日から施行する。

【昭和56年改正附則】 この会則は、昭和56年6月25日から施行する。

【昭和58年改正附則】 この会則は、昭和58年7月1日から施行する。

【昭和59年改正附則】 この会則は、昭和59年10月1日から施行する。

【平成元年改正附則】 この会則は、平成元年6月15日から施行する。

【平成3年改正附則】 この会則は、平成3年6月18日から施行する。

【平成4年改正附則】 この会則は、平成4年6月12日から施行する。

【平成5年改正附則】 この会則は、平成5年6月15日から施行する。

【平成6年改正附則】 この会則は、平成6年6月20日から施行する。

【平成7年改正附則】 この会則は、平成7年6月14日から施行する。

【平成8年改正附則】 この会則は、平成8年6月12日から施行する。

【平成12年改正附則】 この会則は、平成12年6月12日から施行する。

【平成13年改正附則】 この会則は、平成13年7月1日から施行する。

【平成14年改正附則】 この会則は、平成14年7月12日から施行する。

【平成14年改正附則】 この会則は、平成14年12月6日から施行する。

【平成15年改正附則】 この会則は、平成15年7月10日から施行する。

【平成16年改正附則】 この会則は、平成16年8月1日から施行する。

【平成18年改正附則】 この会則は、平成18年7月10日から施行する。

【平成19年改正附則】 この会則は、平成19年6月26日から施行する。

【平成20年改正附則】 この会則は、平成20年7月4日から施行する。

【平成22年改正附則】 この会則は、平成22年7月1日から施行する。

【平成23年改正附則】 この会則は、平成23年6月30日から施行する。

【平成26年改正附則】 この会則は、平成26年7月10日から施行する。

【平成27年改正附則】 この会則は、平成27年6月29日から施行する。

【平成29年改正附則】 この会則は、平成29年6月21日から施行する。

【令和2年改正附則】 この会則は、令和2年6月11日から施行する。

【令和 3 年改正附則】この会則は、令和3年6月4日から施行する。ただし、第6条の4第3項及び第6条の5第2項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

【令和 4 年改正附則】この会則は、令和4年6月23日から施行する。